湖西市健康福祉部健康増進課所管業務競争入札心得

（趣旨）

第１条　この心得は、湖西市健康福祉部健康増進課が所管する業務について、湖西市契約規則（昭和57年湖西市規則第16号）第10条に規定する事項のほか、湖西市が行う競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（入札の基本的事項）

第２条　入札参加者は、仕様書、設計書及び図面（以下「設計図書」という。）その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、設計図書について疑義があるときは、市長が指定する方法により、関係職員の説明を求めることができる。

（公正な入札の確保）

第３条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。

３　入札をした者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

（入札の辞退）

第４条　指名通知を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

２　指名通知を受けた者は、入札を辞退するときは、次の各号により申し出るものとする。

⑴　入札執行前にあっては、市長が指定する様式による入札辞退届を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行うこと。ただし、電子入札による場合は、電子入札締切り日時までに電子入札システムにより入札辞退届を届け出るものとする。なお、やむを得ないと認められる場合には、市長の承諾を得て書面により届け出ることができる。

⑵　入札執行中にあっては、入札辞退届を提出して行うこと。

３　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（入札の効力）

第５条　指名競争入札において、入札の前日までに被指名者の過半数が当該入札を辞退した場合には、当該入札の執行を取りやめることができる。

２　前項において、入札の執行を取りやめた場合は、当該入札を辞退しなかった被指名者に別に適当な被指名者を追加して新たに入札を行うものとする。

（入札）

第６条　入札回数は２回を限度とする。

２　入札書は、市長が指定する様式により作成し、封印の上、表面に「湖健増第契〇号入札書在中」と明記し、裏面に入札参加者の住所、商号及び氏名を記載して、公告又は指名通知に示した日時及び場所において提出しなければならない。ただし、電子入札による場合は、公告又は指名通知に示した日時までに電子入札システムにより提出するものとする。

３　入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

４　入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

５　入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

６　第２項の規定については、郵送を認めない。

（入札書の書換え等の禁止）

第７条　入札をした者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の中止等）

第８条　指名競争入札において、入札辞退等により入札参加者が１人の場合には、入札執行を取りやめる。

２　開札前において天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

３　入札参加者が談合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

４　指名競争入札にあっては、入札をした者が１人のときは開札しない。

（開札）

第９条　開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札をした者を立ち会わせて行う。

２　入札をした者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせる。

３　前２項の規定にかかわらず、電子入札による場合は、入札をした者及び当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせないことができる。

（入札の無効）

第10条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

⑴　入札に参加する資格を有しない者のした入札

⑵　委任状を持参しない代理人のした入札

⑶　所定の日時、場所に提出しない入札

⑷　記名押印を欠く入札。ただし、電子入札による場合は、有効な電子証明書を取得していない者のした入札

⑸　金額を訂正した入札

⑹　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

⑺　談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札

⑻　同一事項の入札について、２以上を入札した者の入札

⑼　同一事項の入札について自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札

⑽　同一事項の入札について２人以上の代理人をした者の入札

⑾　再度の入札において初回の入札の最低価格を上回る入札をした者の入札

⑿　前各号に定めるもののほか指示した条件に違反して入札した者の入札

２　市長は、開札をした場合において入札参加者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって談合その他不正の行為をしたと思われるときは、速やかに内容を調査し、競争入札の意義が失われたと判断した場合には、その者のした入札又は当該入札を無効とすることができる。

（落札者の決定）

第11条　予定価格の制限の範囲内で最低の価格（総合評価落札方式による競争入札にあっては、価格その他の条件が市にとって最も有利なもの）をもって入札をした者を落札者とする。ただし、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

（再度入札）

第12条　開札をした場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、電子入札による場合は、速やかに再度の入札を行うものとする。

2　次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができ

ない。

⑴　入札に参加しなかった者又は入札を辞退した者

⑵　第10条第１項第１号から第12号までの規定に基づき無効とされた入札をした者

⑶　最低制限価格に達しない入札をした者

（落札者となるべき者が２人以上ある場合の落札者の決定）

第13条　落札者となるべき価格（総合評価落札方式による競争入札にあっては、価格その他条件が市にとって最も有利なもの）をもって入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ落札者を定める。ただし、電子入札による場合は、電子入札システムによりくじ引きを行う。

２　前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない市職員にくじを引かせる。

（入札結果の通知）

第14条　開札をした場合において、落札者があるときは、その者の商号又は名称及び入札金額を、落札者がないときはその旨を、入札をした者のうち開札に立ち会った者に直ちに口頭で知らせる。ただし、電子入札による場合は電子入札システムにより通知する。

（不落随意契約）

第15条　再度入札を行った結果、最低価格が予定価格に達しなかった場合であって、市長が地方自治法施行令第167条の２第１項第８号の規定による随意契約が可能であると認めたときは、最低価格（総合評価落札方式による競争入札にあっては、別に定める条件）をもって入札をした者（以下「最低価格者」という。）から見積書を徴し、見積額が予定価格に達した場合に契約を締結するものとする。この場合において、最低価格入札者は設計図書について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

２　見積書を徴する回数は、２回を超えてはならない。

（指名替え）

第16条　指名競争入札において、次のいずれかに該当するときは、指名替えを行うものとする。

⑴　市長が前条第１項の随意契約が不可能であると判断した場合

⑵　最低価格者が見積書を提出しない場合

⑶　最低価格者から見積書を徴した結果、見積価格が予定価格に達しなかった場合

⑷　入札参加者の全部が辞退した場合

（落札者の決定の取消し）

第17条　市長は、特にその必要があると認める場合には、落札者の決定を取り消すこ

とができる。

（契約書作成の省略）

第18条　契約書の作成を省略する場合は、請書を徴する。この場合においては前条を準用する。

（契約の確定）

第19条　契約書を作成する契約にあっては、契約当時者双方が記名押印したときに確定する。

２　落札者は、締結した契約の着手日が到来する前に、当該契約に着手してはならない。

（異議の申立）

第20条　入札をした者は、入札後この心得、設計図書、契約書式及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

（湖西市建設業関連業務競争契約入札心得への委任）

第21条　この心得に定めるもののほか、入札の実施のために必要な事項は、湖西市建設業関連業務競争契約入札心得で定める。

附則

この心得は、令和8年11月9日から施行する。